

暴力団対策の推進

企業活動からの暴力団排除の推進

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の更なる普及

- ・ 中小企業庁及び中小企業4団体は、平成23年6月、各都道府県の同団体下部組織に対して警察との連携強化を要請し、中小企業における企業指針の更なる普及と暴力団排除条項の導入を推進する取組を実施

各業界における反社会的勢力の排除

- ・ 社団法人日本野球機構は、平成23年1月、プロ野球選手会による暴力団等排除を宣言
- ・ 社団法人全国宅地建物取引業協会連合会等不動産流通4団体は、平成23年5月、不動産売買、住宅賃貸及び媒介における各契約書の暴力団排除条項、暴力団による買受不動産の事務所使用禁止条項等のモデル案を策定し、各会員に導入を要請
- ・ 民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会は、平成23年5月、民間工事請負契約標準約款に暴力団排除条項を盛り込む改正を行い、市販を決定
- ・ 全国銀行協会は、平成23年6月、融資取引・当座勘定取引に係る暴力団排除条項の参考例の排除対象に、従来からある暴力団員等に加え、暴力団員等の密接交際者等をも明記した改正を行い、会員銀行に導入を要請

他にも、社団法人生命保険協会が、平成23年6月、「生命保険業界における反社会的勢力への対応指針」を策定したほか、日本自動車販売協会連合会が、暴力団員等との取引拒否等を追加したモデル約款を提示するなど、各業界において、所管省庁と連携した反社会的勢力の排除施策を推進中

公共事業等からの暴力団排除の推進

省庁発注公共事業・地方行政等からの暴力団排除

- ・ 関係省庁と警察庁との間で、①「公共工事からの排除対象の明確化と警察の連携強化」、②「暴力団員等による不当要求に対する通報報告制度の導入」に加え、③「あらゆる公共事業等からの暴力団排除」について協議し、平成23年6月までに1府8省庁において合意書を締結※

※ ①～③：内閣府、法務省、財務省、文部科学省、農林水産省、防衛省
①～②：国土交通省(営繕・運輸)、環境省、厚生労働省

- ・ 全都道府県において、平成23年7月までに暴力団排除に関する条例を制定
- ・ 地方公共団体において、下請・再委託を含む公共工事の発注、役務提供、物品・資材調達等の契約から、暴力団員を始め暴力団員等の密接交際者をも排除する規定及び通報報告制度の整備を推進

震災復旧・復興事業からの暴力団排除の推進

建設工事等からの暴力団排除

- ・ 全国警察に対して、復旧・復興事業に関し、暴力団等の動向把握・取締り、暴力団排除の徹底を指示。
被災県警察において、ボランティア団体等を名乗って瓦礫処理や被災車両の撤去活動への参入を図った暴力団幹部、暴力団関係者が関与するNPO法人等を排除
- ・ 建設業、不動産業、廃棄物処理業等の各業界に対し、暴力団排除の徹底を要請。特に復旧・復興事業の中心となる建設業界においては、平成23年4月、警察庁、国土交通省、日本建設業連合会、同連合会加盟の団体及びゼネコン等13会員からなる「東日本大震災復旧・復興対策事業に係る反社会的勢力排除のための中央連絡協議会」を設置し、反社会的勢力の介入・参入を阻止する方策を協議

他にも、応急仮設住宅調達事業からの暴力団排除の枠組みを構築したほか、被災3県に設置された災害廃棄物処理対策協議会(国の出先機関、市町村、業界団体等で構成)に県警察担当者を参画させるなどして廃棄物処理事業からの暴力団排除のための枠組みを構築するなど、関係省庁等と連携した暴力団排除施策を推進中